



和 5 年改正による新しい規定であるが、これ以外の知的財産権侵害で渉外的要素を含む事案において、日本の裁判所が管轄権を有するかについて日本の民事訴訟法に直接的な規定はなく、法の適用に関する通則法にも、知的財産権侵害の場合の準拠法を定める直接的な規定はない。

(2) このため、日本法人が有する知的財産権が、外国法人の日本における行為、日本法人の海外における行為、外国法人の海外における行為によって侵害されたと主張する場合等に、日本の裁判所で審理判断できるか（国際裁判管轄）、日本法が適用できるか（準拠法）が問題となる。

ア まず、外国法人の日本における行為は、通常、当該外国法人は事務所又は営業所を国内に有し、その事務所又は営業所における業務に関するもの(民訴法 3 条の 3 第 4 号)、日本において事業を行い、その者の日本における業務に関するもの(同条第 5 号)又は不法行為があった地が日本国内にある場合(同条第 8 号)のいずれかに該当することが多いと考えられる。そのような場合は日本の裁判所が国際裁判管轄を有するし、準拠法も日本法となることが多い。

イ 次に、日本法人の海外における行為の場合は、被告の普通裁判籍（主たる事務所又は営業所）が日本国内にあること（同法３条の２第３項）により、日本の裁判所が国際裁判管轄を有する。行為の結果が発生した地の法律が準拠法となるため、日本法が準拠法となるとは限らない。

ウ 最後に、外国法人の海外での行為については、上記アの規定に該当する場合は余り想定できないが、例えば、海外での行為の結果が日本で発生し、その結果の発生が通常予見することができる場合であれば、不法行為の裁判籍（同法 3 条の 3 第 8 号）によって、日本の裁判所が管轄権を有すると解され、そのようなケースでは日本法が準拠法になり得る。また、他の密接な関連のある請求について日本の裁判所が管轄を有することを理由に併合請求による管轄が肯定されることもある（同法 3 条の 6）。

エ 以上の場合で日本の裁判所に国際裁判管轄があると解されても、当事者間の衡平を害し、適正迅速な審理の実現を妨げる特別の事情があるときは、訴えが却下される（同法3条の9）。

オ なお、日本法人の日本における行為が問題になる場合においても、原告の有する米国特許権について米国で侵害する者を幫助し、又はその者との共同不法行為を理由として損害賠償請求をする場合を考えると、上記イと同様に日本の裁判所が管轄を有する。このようなケースで、最一小判平成 14・9・26 民集 56 巻 7 号 1551 頁〔カードリーダー事件〕では、日本の裁判所の管轄が肯定された上、米国法が準拠法とされた。

(3) 知的財産権のうち、産業財産権については、国家への出願、査定、登録といった手続を経て効力を有するに至る。これらの権利については、「属地主義の原則」が妥当するとされ、各国はその産業政策に基づき発明につきいかなる手続でいかなる効力を付与するかを各国の法律によって規律してい



国を含めた社会の変化を予測することは更に難しい。将来を予測する人間の想像力には限界があって、必ずしも明確にこうあるべきと決めることはできない。

日本の裁判所では、日本法が準拠法であれば、日本の法律や判例に従って判断がされるが、当事者の主張には、外国における同様の論点についての立法や判例、国際法の規律などを根拠に主張を展開するものが多くみられるし、実際に外国法を参照・応用して日本における新しい判例が創造されたこともあった（均等論に関する最三小判平成 10・2・24 民集 52 卷 1 号 113 頁〔ボールスプライン軸受事件〕）。また、制度面でも、近時は海外のそれを参考に、例えば、第三者意見募集制度（日本版アミカスブリーフ）が新設され（特許法 105 条の 2 の 11）、実際に活用されている。

したがって、日本の裁判所としては、日本法が準拠法となる場合であっても、外国法や外国の制度、そのような課題への対応ぶり、また、国際社会における規律の在り方等を不断に注視していく必要性が増している。司法制度は、それぞれの国の社会秩序の成り立ちに直接関わる根幹の制度であり、グローバル化が進んだからといって、各国の司法の機能そのものが変質するものではない。

例えば、裁判所では、日本語を使用すると定められている（裁判所法 74 条）。このため、裁判所に証拠書類等として外国語で記載された書類を提出する場合、日本語に翻訳する必要があるが、また、日本語が理解できない外国人が裁判に関与する際には、法廷通訳人が配置され、通訳を介して手続が進められる。もっとも、少し海外に目を向ければ、韓国では英語裁判ができるような仕組みを作っているというし、日本でも、仲裁に関しては、訳文は必要でない。そのようにみてくると、私自身は英語が苦手であるが、英語が堪能な若い裁判官も多いので、両当事者が希望すれば英語による裁判が可能であるとする仕組みが導入されてもよいと思われる。そして、もしそれが導入されるとすれば、知的財産権訴訟が最初に対象となるべきであろう。

裁判所は、今までも変化に対応して改革を進めてきたのであるから、グローバル化の進展を新たな機会と捉えて、その中での新たな法的課題に取り組み、事件の解決に当たり普遍性を備えた対応を示していくことが望まれる。このことは、片面的なものでなく、日本の制度や判例を外国に紹介・発信し、最高裁や知財高裁が主催する国際知財司法シンポジウムなど、様々な交流を通じて、日本が世界レベルでの司法の充実や法の支配の深化に寄与することも、重要な役割である。

日本の司法は、従来から、適正迅速な解決を求めてきた。そして、現在取り組んでいる IT 化あるいはデジタル化は、まさに、外国においても等しく取り組まれている課題である。時代に即した、充実した知財司法の確立のためには、外国との間でもオープンな姿勢で相互に経験を分かち合うことが大切である。